

○ 電気通信事業法施行規則（昭和六十一年郵政省令第115号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>様式第1（第4条第1項関係） 電気通信事業登録申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p style="margin-left: 100px;">郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)</p> <p style="margin-left: 100px;">印</p> <p style="margin-left: 100px;">連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)</p> <p>電気通信事業法第9条の規定により、電気通信事業の登録を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <p>1 業務区域 (略)</p> <p>2 電気通信設備の概要</p> <p>(1) 端末系伝送路設備に関する事項 (略)</p> <p>(2) 中継系伝送路設備に関する事項 (略)</p> <p>(3) 伝送路設備以外の電気通信設備（事業用電気通信設備に限る。）に関する事項 (略)</p> <p>注1～4 (略)</p> <p>5 伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周波数帯（当該周波数帯の電波を <u>三・九一四世代移動通信システム</u>（無線設備規則第49条の6の9又は第49条の6の10で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。））に使用する場合は、</p>	<p>様式第1（第4条第1項関係） 電気通信事業登録申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p style="margin-left: 100px;">郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)</p> <p style="margin-left: 100px;">印</p> <p style="margin-left: 100px;">連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)</p> <p>電気通信事業法第9条の規定により、電気通信事業の登録を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <p>1 業務区域 (略)</p> <p>2 電気通信設備の概要</p> <p>(1) 端末系伝送路設備に関する事項 (略)</p> <p>(2) 中継系伝送路設備に関する事項 (略)</p> <p>(3) 伝送路設備以外の電気通信設備（事業用電気通信設備に限る。）に関する事項 (略)</p> <p>注1～4 (略)</p> <p>5 伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周波数帯（当該周波数帯の電波を <u>三・九世代移動通信システム</u>（無線設備規則第49条の6の9で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。））に使用する場合は、併せてその旨）を記載する</p>

<p>併せてその旨)を記載すること。 6～8 (略) 3 事業開始予定年月日 (略) 注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。</p>	<p>こと。 6～8 (略) 3 事業開始予定年月日 (略) 注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。</p>
---	---

様式第4（第4条第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係）

提供する電気通信役務

電気通信役務の種類		提供する役務
1	加入電話	
2	総合デジタル通信サービス（中継電話又は公衆電話であるもの及び国際総合デジタル通信サービスを除く。）	
3	中継電話（国際電話等であるものを除く。）	
4	国際電話等	国際電話
		国際総合デジタル通信サービス
5	公衆電話	
6	携帯電話	三・九一四世代移動通信システムを使用するもの
		三・九一四世代移動通信システムを使用するもの以外のもの
7	PHS	
8	IP電話	当該IP電話の提供のために電気通信番号規則第9条第1項第1号又は第10条第1項第2号に規定する電気通信番号を使用するもの
		当該IP電話の提供のために電気通信番号規則第9条第1項第1号又は第10条第1項第2号に規定する電気通信番号を使用するもの以外のもの
9	衛星移動通信サービス	
10	FMCサービス	
11	インターネット接続サービス	
12	FTTHアクセスサービス	共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの
		共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの
13	DSLアクセスサービス	
14	FWAアクセスサービス	
15	CATVアクセスサービス	
16	携帯電話・PHSアクセスサービス	
17	三・九一四世代携帯電話アクセスサービス	

様式第4（第4条第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係）

提供する電気通信役務

電気通信役務の種類		提供する役務
1	加入電話	
2	総合デジタル通信サービス（中継電話又は公衆電話であるもの及び国際総合デジタル通信サービスを除く。）	
3	中継電話（国際電話等であるものを除く。）	
4	国際電話等	国際電話
		国際総合デジタル通信サービス
5	公衆電話	
6	携帯電話	三・九世代移動通信システムを使用するもの
		三・九世代移動通信システムを使用するもの以外のもの
7	PHS	
8	IP電話	当該IP電話の提供のために電気通信番号規則第9条第1項第1号又は第10条第1項第2号に規定する電気通信番号を使用するもの
		当該IP電話の提供のために電気通信番号規則第9条第1項第1号又は第10条第1項第2号に規定する電気通信番号を使用するもの以外のもの
9	衛星移動通信サービス	
10	FMCサービス	
11	インターネット接続サービス	
12	FTTHアクセスサービス	共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの
		共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの
13	DSLアクセスサービス	
14	FWAアクセスサービス	
15	CATVアクセスサービス	
16	携帯電話・PHSアクセスサービス	
17	三・九世代携帯電話アクセスサービス	

18	フレームリレーサービス	
19	ATM交換サービス	
20	公衆無線LANアクセスサービス	
21	BWAアクセスサービス	
22	IP-VPNサービス	
23	広域イーサネットサービス	
24	衛星アクセスサービス	
25	専用役務	国内電気通信役務であるもの
		国際電気通信役務であるもの
26	上記1から25までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス	
27	インターネット関連サービス（IP電話を除く。）	
28	仮想移動電気通信サービス	携帯電話に係るもの
		PHSに係るもの
		BWAアクセスサービスに係るもの
29	電報	受付及び配達の業務を行う場合
		受付及び配達の業務を行わない場合
30	上記1から29までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務	

注1～9 (略)

18	フレームリレーサービス	
19	ATM交換サービス	
20	公衆無線LANアクセスサービス	
21	BWAアクセスサービス	
22	IP-VPNサービス	
23	広域イーサネットサービス	
24	衛星アクセスサービス	
25	専用役務	国内電気通信役務であるもの
		国際電気通信役務であるもの
26	上記1から25までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス	
27	インターネット関連サービス（IP電話を除く。）	
28	仮想移動電気通信サービス	携帯電話に係るもの
		PHSに係るもの
		BWAアクセスサービスに係るもの
29	電報	受付及び配達の業務を行う場合
		受付及び配達の業務を行わない場合
30	上記1から29までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務	

注1～9 (略)

様式第 8 (第 9 条第 1 項、第 60 条の 2 関係)  
電気通信事業届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号  
(ふりがな)  
住 所  
(ふりがな)  
氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業法第 16 条第 1 項 (第 165 条第 1 項) の規定により、電気通信事業を営む (行う) ので、次のとおり届け出ます。

1 業務区域  
(略)

2 電気通信設備の概要 (電気通信事業法第 44 条第 1 項の事業用電気通信設備を設置する場合に限る。)

(1) 端末系伝送路設備に関する事項  
(略)

(2) 中継系伝送路設備に関する事項  
(略)

(3) 伝送路設備以外の電気通信設備 (事業用電気通信設備に限る。) に関する事項  
(略)

注 1～3 (略)

4 伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周波数帯を記載すること。  
当該設備が無線設備の場合であつて、次に掲げる場合に該当するときは、併せてその旨を記載すること。

様式第 8 (第 9 条第 1 項、第 60 条の 2 関係)  
電気通信事業届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号  
(ふりがな)  
住 所  
(ふりがな)  
氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業法第 16 条第 1 項 (第 165 条第 1 項) の規定により、電気通信事業を営む (行う) ので、次のとおり届け出ます。

1 業務区域  
(略)

2 電気通信設備の概要 (電気通信事業法第 44 条第 1 項の事業用電気通信設備を設置する場合に限る。)

(1) 端末系伝送路設備に関する事項  
(略)

(2) 中継系伝送路設備に関する事項  
(略)

(3) 伝送路設備以外の電気通信設備 (事業用電気通信設備に限る。) に関する事項  
(略)

注 1～3 (略)

4 伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周波数帯を記載すること。  
当該設備が無線設備の場合であつて、次に掲げる場合に該当するときは、併せてその旨を記載すること。

<p>(1) 予定する周波数帯の電波を <u>三・九一四世代移動通信システム</u> に使用する場合</p> <p>(2) 予定する周波数帯の電波を電波法第7条第2項第6号に規定する基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の無線設備に使用する場合</p> <p>5～7 (略)</p> <p>3 事業開始予定年月日 (略)</p> <p>注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。</p>	<p>(1) 予定する周波数帯の電波を <u>三・九世代移動通信システム</u> に使用する場合</p> <p>(2) 予定する周波数帯の電波を電波法第7条第2項第6号に規定する基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の無線設備に使用する場合</p> <p>5～7 (略)</p> <p>3 事業開始予定年月日 (略)</p> <p>注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。</p>
---	---

様式第 38 の 8 (第 40 条の 10 第 1 項第 1 号、第 40 条の 14 第 1 項第 2 号ニ関係)  
電気通信事業一部認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号  
(ふりがな)  
住 所  
(ふりがな)

**一部認定** 氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

**印**

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号 (登録の申請を行つている場合は、当該申請の年月日)

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業法第 117 条第 1 項の規定により、電気通信事業の一部の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

注 (略)

1 業務区域  
(略)

2 電気通信設備の概要

(1) 端末系伝送路設備に関する事項  
(略)

(2) 中継系伝送路設備に関する事項  
(略)

(3) 伝送路設備以外の電気通信設備 (事業用電気通信設備に限る。)に関する事項  
(略)

注 1～5 (略)

6 伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周波数帯 (当該周波数帯の電波を 三・九一四

様式第 38 の 8 (第 40 条の 10 第 1 項第 1 号、第 40 条の 14 第 1 項第 2 号ニ関係)  
電気通信事業一部認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号  
(ふりがな)  
住 所  
(ふりがな)

**一部認定** 氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

**印**

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号 (登録の申請を行つている場合は、当該申請の年月日)

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業法第 117 条第 1 項の規定により、電気通信事業の一部の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

注 (略)

1 業務区域  
(略)

2 電気通信設備の概要

(1) 端末系伝送路設備に関する事項  
(略)

(2) 中継系伝送路設備に関する事項  
(略)

(3) 伝送路設備以外の電気通信設備 (事業用電気通信設備に限る。)に関する事項  
(略)

注 1～5 (略)

6 伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周波数帯 (当該周波数帯の電波を 三・九世代

<p><u>世代移動通信システム</u>に使用する場合は、併せてその旨)を記載すること。</p> <p>7～8 (略)</p> <p>(4) 交換設備の設置場所 (略)</p> <p>注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。</p>	<p><u>移動通信システム</u>に使用する場合は、併せてその旨)を記載すること。</p> <p>7～8 (略)</p> <p>(4) 交換設備の設置場所 (略)</p> <p>注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。</p>
--	--



様式第 38 の 9 (第 40 条の 10 第 1 項第 2 号関係)

電気通信事業変更登録申請書 (変更届出書) 兼 電気通信事業一部認定申請書  
年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号  
(ふりがな)  
住 所  
(ふりがな)

一部認定

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業法第 13 条第 1 項の規定により同法第 10 条第 1 項第 2 号の事項の変更登録を受ける (電気通信事業法第 16 条第 3 項の規定により同条第 1 項第 2 号の事項を次のとおり変更したいので、届け出る) とともに、同法第 117 条第 1 項の規定により、電気通信事業の一部の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

注 (略)

1 業務区域

(略)

2 電気通信設備の概要

(1) 端末系伝送路設備に関する事項

(略)

(2) 中継系伝送路設備に関する事項

(略)

(3) 伝送路設備以外の電気通信設備 (事業用電気通信設備に限る。)に関する事項

(略)

注 1～5 (略)

6 伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、

様式第 38 の 9 (第 40 条の 10 第 1 項第 2 号関係)

電気通信事業変更登録申請書 (変更届出書) 兼 電気通信事業一部認定申請書  
年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号  
(ふりがな)  
住 所  
(ふりがな)

一部認定

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業法第 13 条第 1 項の規定により同法第 10 条第 1 項第 2 号の事項の変更登録を受ける (電気通信事業法第 16 条第 3 項の規定により同条第 1 項第 2 号の事項を次のとおり変更したいので、届け出る) とともに、同法第 117 条第 1 項の規定により、電気通信事業の一部の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

注 (略)

1 業務区域

(略)

2 電気通信設備の概要

(1) 端末系伝送路設備に関する事項

(略)

(2) 中継系伝送路設備に関する事項

(略)

(3) 伝送路設備以外の電気通信設備 (事業用電気通信設備に限る。)に関する事項

(略)

注 1～5 (略)

6 伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、

<p>無線設備の場合は予定する周波数帯（当該周波数帯の電波を <u>三・九一四世代移動通信システム</u> に使用する場合は、併せてその旨）を記載すること。</p> <p>7～8（略）</p> <p>(4) 交換設備の設置場所 （略）</p> <p>注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。</p>	<p>無線設備の場合は予定する周波数帯（当該周波数帯の電波を <u>三・九世代移動通信システム</u> に使用する場合は、併せてその旨）を記載すること。</p> <p>7～8（略）</p> <p>(4) 交換設備の設置場所 （略）</p> <p>注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。</p>
---	---

附 則

（施行期日）

- 1 この省令は、公布の日から施行し、第二条の規定による改正後の電気通信事業報告規則の規定は、報告期限が平成二十八年四月一日以降である報告から適用する。

（経過措置）

- 2 この省令の施行の際現に第一条の規定による改正前の電気通信事業法施行規則様式第四による書類を総務大臣に提出している者は、第一条の規定による改正後の電気通信事業法施行規則様式第四による書類を総務大臣に提出した者とみなす。

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〇十一 (略)</p> <p>十二 <u>三・九一四世代携帯電話アクセスサービス</u> 前号に掲げる電気通信役務であつて、<u>三・九一四世代移動通信システム（無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の九又は第四十九条の六の十で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。）</u>を用いて提供されるものをいう。</p> <p>十三〇十九 (略)</p> <p>(電気通信役務契約等状況報告等)</p> <p>第二条 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎四半期経過後一月以内（様式第一第二表、様式第二、様式第四、<u>様式第五第一表、様式第六及び様式第十五の二の二</u>によるものについては、毎報告年度経過後二月以内）に、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務に関する当該四半期末（<u>様式第一第二表、様式第二、様式第四、様式第五第二表、様式第六及び様式第十五の二の二</u>によるものについては、当該報告年度末）の契約等の状況について、書面又は別に定める磁気ディスクその他これに準ずるもの</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〇十一 (略)</p> <p>十二 <u>三・九世代携帯電話アクセスサービス</u> 前号に掲げる電気通信役務であつて、<u>三・九世代移動通信システム（無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の九で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。）</u>を用いて提供されるものをいう。</p> <p>十三〇十九 (略)</p> <p>(電気通信役務契約等状況報告等)</p> <p>第二条 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎四半期経過後一月以内（<u>様式第一第二表、様式第二、様式第四及び様式第五第二表</u>によるものについては、毎報告年度経過後二月以内）に、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務に関する当該四半期末（<u>様式第一第二表、様式第二、様式第四及び様式第五第二表</u>によるものについては、当該報告年度末）の契約等の状況について、書面又は別に定める磁気ディスクその他これに準ずるもの（以下「書面等」という。）により総務大臣に提出しなけ</p>

(以下「書面等」という。)により総務大臣に提出しなければならない。

報告対象役務	報告対象事業者	様式番号
(略)		
F T T H アク セスサービス	光信号伝送用の端末系伝送路 設備を設置してF T T H アク セスサービスを提供する電気 通信事業者（以下この項にお いて「設備を設置して提供す る事業者」という。）及び他 の電気通信事業者が設置した 光信号伝送用の端末系伝送路 設備と自らの電気通信設備を 接続してF T T H アクセスサ ービスを提供する電気通信事 業者（以下この項において 「接続により提供する事業者 」という。）（共同住宅等内 にV D S L設備その他の電気 通信設備を用いるF T T H ア クセスサービスにあつては、 当該電気通信設備を設置して F T T H アクセスサービスを 提供する電気通信事業者）	様式第八

報告対象役務	報告対象事業者	様式番号
(略)		
F T T H アク セスサービス	光信号伝送用の端末系伝送路 設備を設置してF T T H アク セスサービスを提供する電気 通信事業者及び他の電気通信 事業者が設置した光信号伝送 用の端末系伝送路設備と自ら の電気通信設備を接続してF T T H アクセスサービスを提 供する電気通信事業者（共同 住宅等内にV D S L設備その 他の電気通信設備を用いるF T T H アクセスサービスにあ つては、当該電気通信設備を 設置してF T T H アクセスサ ービスを提供する電気通信事 業者）	様式第八

<p>次のいずれかに該当する電気通信事業者であつて、当該電気通信事業者が提供する四半期末におけるF T T Hアクセスサービスの契約数が三万以上であるもの</p> <p>一 設備を設置して提供する事業者又は接続により提供する事業者から電気通信事業者の電気通信事業の用に供するF T T Hアクセスサービス（以下この項において「F T T Hアクセスサービスに係る卸電気通信役務」という。）の提供を受ける電気通信事業者</p> <p>二 前号の電気通信事業者からF T T Hアクセスサービスに係る卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者</p>	<p>様式第八の二</p>
<p>次のいずれかに該当する電気通信事業者であつて、当該電気通信事業者が提供する四半期末におけるF T T Hアクセス</p>	<p>様式第八の三</p>

--	--

	<p>スサービスの契約数が三万未満であるもの（F T T H アクセスサービスに係る卸電気通信役務を他の電気通信事業者の電気通信事業の用に供している電気通信事業者に限る。</p> <p>一 設備を設置して提供する事業者又は接続により提供する事業者からF T T H アクセスサービスに係る卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者</p> <p>二 前号の電気通信事業者からF T T H アクセスサービスに係る卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者</p>	
(略)	(略)	(略)
三・九一四世代携帯電話アクセスサービス	基地局を設置して三・九一四世代携帯電話アクセスサービスを提供する電気通信事業者	様式第十二
(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)
三・九世代携帯電話アクセスサービス	基地局を設置して三・九世代携帯電話アクセスサービスを提供する電気通信事業者	様式第十二
(略)	(略)	(略)

仮想移動電気通信サービス	<p>仮想移動電気通信サービスを 提供する電気通信事業者であ つて、四半期末における仮想 移動電気通信サービスの契約 数が三万以上であるもの</p> <p>仮想移動電気通信サービスを 提供する電気通信事業者であ つて、携帯電話、PHS又は BWAアクセスサービスに係 る基地局を設置している電気 通信事業者の電気通信回線設 備と接続し、又は当該電気通 信事業者から卸電気通信役務 の提供を受けて自ら提供する 仮想移動電気通信サービスを 卸電気通信役務として他の電 気通信事業者に提供するもの (年度末における仮想移動電 気通信サービスの契約数が三 万未満であるものに限る。)</p>	<p>様式第十五の 二</p> <p>様式第十五の 二の二</p>
--------------	---	---

仮想移動電気通信サービス	<p>仮想移動電気通信サービスを 提供する電気通信事業者(携 帯電話、PHS又はBWAア クセスサービスに係る基地局 を設置していない電気通信事 業者であつて、毎四半期末に おける仮想移動電気通信サー ビス(当該基地局を設置して いる電気通信事業者の電気通 信回線設備と接続し、又は当 該電気通信事業者から卸電気 通信役務の提供を受けること により提供されるものに限 る。)の契約数が三万未満で あるものを除く。)</p>	<p>様式第十五の 二</p>
--------------	---	---------------------



2 3 4 (略)

(一 契約当たりの通信量等報告)

第二条の二 基地局を設置して 三・九一四世代携帯電話アクセスサービスを提供する電気通信事業者は、様式第二十の二により、三・九一四世代携帯電話アクセスサービスに係る一契約当たりの一月に利用された通信量について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

2 前項に規定する電気通信事業者は、様式第二十の三により、三・九一四世代携帯電話アクセスサービスの料金に関する契約状況について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

2 3 4 (略)

(一 契約当たりの通信量等報告)

第二条の二 基地局を設置して 三・九世代携帯電話アクセスサービスを提供する電気通信事業者は、様式第二十の二により、三・九世代携帯電話アクセスサービスに係る一契約当たりの一月に利用された通信量について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

2 前項に規定する電気通信事業者は、様式第二十の三により、三・九世代携帯電話アクセスサービスの料金に関する契約状況について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

様式第3（第2条第1項関係）

第1表

電気通信役務契約等状況報告  
都道府県別契約数

年 月 日現在

サービスの種類 \_\_\_\_\_

事業者名 \_\_\_\_\_

都 道 府 県	契 約 数
合 計	
参 考 事 項	

注1 携帯電話、三・九一四世代移動通信システムを使用する携帯電話（携帯電話の内数とする。）及びPHSごと（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごと）に別葉とすること。

2～10 （略）

様式第3（第2条第1項関係）

第1表

電気通信役務契約等状況報告  
都道府県別契約数

年 月 日現在

サービスの種類 \_\_\_\_\_

事業者名 \_\_\_\_\_

都 道 府 県	契 約 数
合 計	
参 考 事 項	

注1 携帯電話、三・九世代移動通信システムを使用する携帯電話（携帯電話の内数とする。）及びPHSごとに別葉とすること。

2～10 （略）

第2表

電気通信役務契約等状況報告  
契約数等

年 月 日現在

サービスの種類 \_\_\_\_\_

事業者

名

報告事項		契約数等
契約数		( )
	接続に係るMVNO	
	MNOであるMVNO	
	契約数が3万以上であるMVNO	
事業者数		( )
	接続に係るMVNO	
	MNOであるMVNO	
事業者名	契約数が3万以上であるMVNO	
	契約数が3万未満であるMVNO	
参考事項		

注1 自ら提供する携帯電話又はPHSに係る仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者（以下 この表 において「MVNO」という。）がある場合に記載することとし、携帯電話（三・九一四世代移動通信システム を使用する携帯電話を含む。）及びPHSごとに別業とすること。

2・3 (略)

4 契約数のうち、「MNOであるMVNO」の項については、携帯電話、PHS又はBWAアクセスサービスに係る基地局を設置している電気通信事業者（以下「MNO」という。）により提供されている場合には、その契約数の合計数を記載すること。

5～7 (略)

8 括弧内には、契約数又は事業者数のうち、三・九一四世代移動通信システム を使用する携帯電話に係るものの合計数を記載すること。

9・10 (略)

第2表

電気通信役務契約等状況報告  
契約数等

年 月 日現在

サービスの種類 \_\_\_\_\_

事業者

名

報告事項		契約数等
契約数		( )
	接続に係るMVNO	
	MNOであるMVNO	
	契約数が3万以上であるMVNO	
事業者数		( )
	接続に係るMVNO	
	MNOであるMVNO	
事業者名	契約数が3万以上であるMVNO	
	契約数が3万未満であるMVNO	
参考事項		

注1 自ら提供する携帯電話又はPHSに係る仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者（以下 本表 において「MVNO」という。）がある場合に記載することとし、携帯電話（三・九世代移動通信システム を使用する携帯電話を含む。）及びPHSごとに別業とすること。

2・3 (略)

4 契約数のうち、「MNOであるMVNO」の項については、携帯電話、PHS又はBWAアクセスサービスに係る基地局を設置している電気通信事業者（以下 本表 において「MNO」という。）により提供されている場合には、その契約数の合計数を記載すること。

5～7 (略)

8 括弧内には、契約数又は事業者数のうち、三・九世代移動通信システム を使用する携帯電話に係るものの合計数を記載すること。

9・10 (略)

様式第6（第2条第1項関係）

電気通信役務契約等状況報告  
回線数

年 月 日現在

サービスの種類 衛星移動通信サービス

事業者名

無線設備の規格の種別	回 線 数
合 計	

- 注1 無線設備規則に定める無線設備の規格の種別ごとに回線数を記載すること。
- 2 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者が提供している回線数を自らの回線数として含めること。
- 3 記載する無線設備の規格の種別の数に応じ、項を適宜増減すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第6（第2条第1項関係）

電気通信役務契約等状況報告  
回線数

年 月 日現在

サービスの種類 衛星移動通信サービス

事業者名

無線設備の規格の種別	回 線 数
合 計	

- 注1 無線設備規則に定める無線設備の規格の種別ごとに回線数を記載すること。
- 2 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者が提供している回線数を自らの回線数として含めること。
- 3 記載する無線設備の規格の種別の数に応じ、項を適宜増減すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第8（第2条第1項関係）

第1表

電気通信役務契約等状況報告  
都道府県別態様別最大速度別契約数

年 月 日現在

サービスの種類

事業者名

態様	区分						合計
	共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの			共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの			
最大速度			小計			小計	IRU
都道府県							
合計							
参考事項							

- 注1 光信号伝送用の端末系伝送路設備を設置して提供するFTTHアクセスサービス及び他の電気通信事業者が設置した光信号伝送用の端末系伝送路設備と自らの電気通信設備を接続して提供するFTTHアクセスサービスごとに別葉とすること。
- 2 最大速度とは、契約約款等に定める最大通信速度をいう。
- 3 地方公共団体からIRU（Indefeasible Right of User：破棄し得ない使用权）により調達した設備によりサービスを提供している場合には、「IRU」の欄に契約数を再掲すること（毎報告年度末の契約数を報告する場合に限る。）。
- 4 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 5 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本工業規格都道府県コードの番号の順序によること。
- 6 記載する都道府県及び最大速度の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第8（第2条第1項関係）

電気通信役務契約等状況報告  
都道府県別態様別最大速度別契約数

年 月 日現在

サービスの種類 FTTHアクセスサービス

事業者名

態様	区分						合計
	共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの			共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの			
最大速度			小計			小計	IRU
都道府県							
合計							
参考事項							

- 注1 最大速度とは、契約約款等に定める最大通信速度をいう。
- 2 地方公共団体からIRU（Indefeasible Right of User：破棄し得ない使用权）により調達した設備によりサービスを提供している場合には、「IRU」の欄に契約数を再掲すること（毎報告年度末時点の契約数を報告する場合に限る。）。
- 3 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 4 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本工業規格都道府県コードの番号の順序によること。
- 5 記載する都道府県及び最大速度の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。



第2表

電気通信役務契約等状況報告  
契約数等

年 月 日現在

サービスの種類 F T T Hアクセスサービス

事業者名

1 卸契約数の都道府県別及び態様別の分計

都道府県	態様	共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの	共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの	合計
	合計			
参考事項				

2 卸先事業者の数及び名称

事業者数	
事業者名	
参考事項	

3 契約数が3万以上の卸先事業者の名称及び卸契約数

事業者名	共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの	共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの	合計
合計			
参考事項			

注1 他の電気通信事業者の電気通信事業の用に供するF T T Hアクセスサービスを提供している場合に記載すること。

2 「1 卸契約数の都道府県別及び態様別の分計」については、「都道府県」の欄に日本工業規格都道府県コードの番号の順序に都道府県の名称を記載し、共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの及び共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものごとに契約数を記載すること。

3 記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。

- |  |  |
|--|--|
| <p><u>4 記載する事業者名の数に応じ、項を適宜増減すること。</u></p> <p><u>5 「3 契約数が3万以上の卸先事業者の名称及び卸契約数」については、共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの及び共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものごとに契約数を記載すること。</u></p> <p><u>6 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。</u></p> <p><u>7 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。</u></p> |  |
|--|--|



様式第8の2（第2条第1項関係）

電気通信役務契約等状況報告  
契約数等

年 月 日現在

サービスの種類 F T T Hアクセスサービス

事業者名 \_\_\_\_\_

1 卸元事業者別の卸契約数等

卸元事業者名	卸契約数	最終利用者との契約数	
		共同住宅等内に V D S L設備そ の他の電気通信 設備を用いるも の以外のもの	共同住宅等内に V D S L設備そ の他の電気通信 設備を用いるも の
合計			
参考事項			

2 再卸先事業者の名称及び再卸契約数

再卸先事業者名	再卸契約数
合計	
参考事項	

注1 卸元事業者とは、報告対象事業者がF T T Hアクセスサービスの提供を受ける電気通信事業者をいう。

再卸先事業者とは、報告対象事業者がF T T Hアクセスサービスを提供する電気通信事業者をいう。

2 「1 卸元事業者別の卸契約数等」の卸契約数については、卸元事業者から提供を受けている卸契約数を記載することとし、複数の卸元事業者から提供を受けている場合は、卸元事業者ごとに卸契約数の多い順に記載すること。また、「最終利用者との契約数」については、報告対象事業者と最終利用者との契約数をF T T Hアクセスサービスの態様（共同住宅等内にV D S L設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの又は共同住宅等内にV D S L設備その他の電気通信設備を用いるもの）ごとに記載すること。

3 記載する事業者の数に応じ、項を適宜増減すること。

4 「2 再卸先事業者の名称及び再卸契約数」については、報告対象事業者が他の電気通信事業者にF T T Hアクセスサービスを提供している場合に記載することとし、再卸契約数の多い順に再卸先事業者名を記載すること。

5 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載する

こと。

6. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第8の3（第2条第1項関係）

電気通信役務契約等状況報告  
卸元事業者名、再卸先事業者名

年 月 日現在

サービスの種類 F T T Hアクセスサービス

事業者名

卸元事業者名	再卸先事業者名
参考事項	

- 注1 卸元事業者とは、報告対象事業者がF T T Hアクセスサービスの提供を受ける電気通信事業者をいう。  
再卸先事業者とは、報告対象事業者がF T T Hアクセスサービスを提供する電気通信事業者をいう。
- 2 卸元事業者ごとに再卸先事業者の名称を記載すること。
- 3 記載する卸元事業者及び再卸先事業者の数に応じ、項を適宜増減すること。
- 4 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第 11 (第 2 条第 1 項関係)

電気通信役務契約等状況報告 契約数	
年 月 日現在	
サービスの種類 <u>携帯電話・PHSアクセスサービス</u>	
事業者	
名 _____	
契 約 数	提供する回線において、音声伝送役務が提供されていないもの
_____	
参 考 事 項	_____

- 注 1 一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として報告すること。
- 2 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めること。
- 3 通信モジュール向けに提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。
- 4 定額制料金により提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。
- 5 注 3 及び注 4 に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 11 (第 2 条第 1 項関係)

電気通信役務契約等状況報告 契約数	
年 月 日現在	
サービスの種類 <u>携帯電話・PHSアクセスサービス</u>	
事業者	
名 _____	
契 約 数	提供する回線において、音声伝送役務が提供されていないもの
_____	
参 考 事 項	_____

- 注 1 一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として報告すること。
- 2 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めること。
- 3 自ら提供する携帯電話・PHSアクセスサービスに係る仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者がある場合には、「参考事項」の項に当該電気通信事業者の数及び契約数（自ら提供する携帯電話・PHSアクセスサービスに係るものに限る。）の合計数をそれぞれ記載すること。
- 4 通信モジュール向けに提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。
- 5 定額制料金により提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。
- 6 注 3 から注 5 までに定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 12 (第 2 条第 1 項関係)

電気通信役務契約等状況報告  
都道府県別契約数

年 月 日現在

サービスの種類 三・九一四世代携帯電話アクセスサービス (再掲)

事業

者名

都道府県	契 約 数	
	提供する回線において、音声伝送役務が提供されていないもの	
合 計		
参 考 事 項		

- 注 1 契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別業とすること。
- 2 一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として報告すること。
- 3 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めること。なお、当該電気通信事業者の契約数を、当該電気通信事業者の各契約者の住所に基づき都道府県別に把握できる場合には、当該都道府県ごとに自らの契約数として含めること。
- 4 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、注 2 後段に基づき当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めているもの及びそうでないものごとに、「参考事項」の項に当該事業者の数及び契約数の合計数をそれぞれ記載すること（「提供する回線において、音声伝送役務が提供されていないもの」に係る契約数は記載不要。）。
- 5 注 4 に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 6～8 (略)

様式第 12 (第 2 条第 1 項関係)

電気通信役務契約等状況報告  
都道府県別契約数

年 月 日現在

サービスの種類 三・九世代携帯電話アクセスサービス (再掲)

事業者

名

都道府県	契 約 数	
	提供する回線において、音声伝送役務が提供されていないもの	
合 計		
参 考 事 項		

- 注 1 一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として報告すること。
- 2 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めること。なお、当該電気通信事業者の契約数を、当該電気通信事業者の各契約者の住所に基づき都道府県別に把握できる場合には、当該都道府県ごとに自らの契約数として含めること。
- 3 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、注 2 後段に基づき当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めているもの及びそうでないものごとに、「参考事項」の項に当該事業者の数及び契約数の合計数をそれぞれ記載すること（「提供する回線において、音声伝送役務が提供されていないもの」に係る契約数は記載不要。）。
- 4 自ら提供する三・九世代携帯電話アクセスサービスに係る仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者がある場合には、「参考事項」の項に当該電気通信事業者の数及び契約数 (自ら提供する三・九世代携帯電話アクセスサービスに係るものに限る。) の合計数をそれぞれ記載すること。
- 5 注 3 及び 注 4 に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 6～8 (略)

様式第13（第2条第1項関係）  
第2表

電気通信役務契約等状況報告 契約数等	
年 月 日現在	
サービスの種類 <u>BWAアクセスサービス</u>	事業者
名	
報告事項	契約数等
契約数	( )
接続に係るMVNO	
MNOであるMVNO	
契約数が3万以上であるMVNO	
事業者数	( )
接続に係るMVNO	
MNOであるMVNO	
事業者名	
契約数が3万以上であるMVNO	
契約数が3万未満であるMVNO	
参考事項	

注1 自ら提供するBWAアクセスサービスに係る仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者（以下 この表 において「MVNO」という。）がある場合に記載すること。

2・3 （略）

4 契約数のうち、「MNOであるMVNO」の項については、MNOにより提供されている場合には、その契約数の合計数を記載すること。

5～9 （略）

様式第13（第2条第1項関係）  
第2表

電気通信役務契約等状況報告 契約数等	
年 月 日現在	
サービスの種類 <u>BWAアクセスサービス</u>	事業者
名	
報告事項	契約数等
契約数	( )
接続に係るMVNO	
MNOであるMVNO	
契約数が3万以上であるMVNO	
事業者数	( )
接続に係るMVNO	
MNOであるMVNO	
事業者名	
契約数が3万以上であるMVNO	
契約数が3万未満であるMVNO	
参考事項	

注1 自ら提供するBWAアクセスサービスに係る仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者（以下 本表 において「MVNO」という。）がある場合に記載すること。

2・3 （略）

4 契約数のうち、「MNOであるMVNO」の項については、携帯電話、PHS又はBWAアクセスサービスに係る基地局を設置している電気通信事業者（以下本表において「MNO」という。）により提供されている場合には、その契約数の合計数を記載すること。

5～9 （略）

様式第 15 の 2 (第 2 条第 1 項関係)

電気通信役務契約等状況報告  
契約数等

年 月 日現在

サービスの種類 仮想移動電気通信サービス

事業者名

1 仮想移動電気通信サービスの契約数等

種別	提供元事業者名	区分					合計
		再卸	SIMカード型	通信モジュール	単純再販	その他	
携帯電話に係るもの							
PHSに係るもの							
BWAアクセスサービスに係るもの							
参考事項							

2 MVNOの事業者名

事業者名	契約数が3万以上であるMVNO	契約数が3万未満であるMVNO

注1 「提供元事業者名」の欄には、種別の欄に係る仮想移動電気通信サービスの提供に当たり、自らの電気通信設備と電気通信回線設備を接続し、又は卸電気通信役務の提供を受けている電気通信事業者の名称を記載すること。

2 「区分」の欄には、種別の欄及び提供元事業者名の欄ごとの契約数を記載すること。また、一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として記載すること。

3 区分のうち、「再卸」の欄については、仮想移動電気通信サービスを提供する他の電気通信事業者（以下この表において「MVNO」という。）に対し、仮想移動電気通信サービスを卸電気通信役務として提供している場合には、その契約数を記載すること。

4 区分のうち、「SIMカード型」の欄については、SIMカードを使用して仮想移動電気通信サービスを提供している場合（SIMカードが製品に組み込まれている場合を含む。）には、その契約数を記載すること（自ら最終利用者に提供しているものに限る。）。

様式第 15 の 2 (第 2 条第 1 項関係)

電気通信役務契約等状況報告  
契約数等

年 月 日現在

サービスの種類 仮想移動電気通信サービス

事業者名

種別	事業者名	契約数
携帯電話に係るもの		
PHSに係るもの		
BWAアクセスサービスに係るもの		
参考事項		

注1 「事業者名」の欄には、左欄に掲げる種別に係る仮想移動電気通信サービスの提供に当たり、自らの電気通信設備と電気通信回線設備を接続し、又は卸電気通信役務の提供を受けている電気通信事業者の名称を記載すること。

2 「契約数」の欄には、左欄に掲げる種別ごとの事業者名別契約数を記載すること。また、一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として記載すること。

- 5 区分のうち、「単純再販」の欄については、MNOが提供するサービスと同内容の仮想移動電気通信サービスを提供している場合には、その契約数を記載すること（自ら最終利用者に提供しているものに限る。）。
- 6 区分のうち、「その他」の欄については、「再卸」、「SIMカード型」、「通信モジュール」及び「単純再販」のいずれにも属さない仮想移動電気通信サービスの契約数を記載すること。
- 7 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 8 記載する提供元事業者名の数に応じ、項を適宜増減すること。
- 9 「2 MVNOの事業者名」については、仮想移動電気通信サービスを卸電気通信役務として提供しているMVNOの名称を記載すること。
- 10 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

- 3 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 4 記載する事業者名の数に応じ、項を適宜増減すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。



様式第 15 の 2 の 2 (第 2 条第 1 項関係)

電気通信役務契約等状況報告

事業者名

年 3 月 31 日現在

サービスの種類 仮想移動電気通信サービス

事業者名

事業者名

参考事項

注 1 「事業者名」の欄には、仮想移動電気通信サービスを卸電気通信役務として提供している他の電気通信事業者の名称を記載すること。

2 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 20 の 2 (第 2 条の 2 第 1 項関係)

一契約当たりの通信量等報告

年 月分

サービスの種類 三・九一四世代携帯電話アクセスサービス

事業者

名

一契約当たりの一月に利用された通信量 (G B)	件数
0～1 未満	
1～2 未満	
2～3 未満	
3～4 未満	
4～5 未満	
5～8 未満	
8～10 未満	
10～20 未満	
20～30 未満	
30 以上	
合計	
参考事項	

注 1 「件数」の欄には、三・九一四世代携帯電話アクセスサービス (通信モジュール向けに提供されるものを除く。) の契約数 (仮想移動電気通信サービスを提供する他の電気通信事業者のものを除く。) について、毎四半期の最終月における一契約当たりの利用された通信量ごとに記載すること。

2 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 20 の 2 (第 2 条の 2 第 1 項関係)

一契約当たりの通信量等報告

年 月分

サービスの種類 三・九世代携帯電話アクセスサービス

事業者

名

一契約当たりの一月に利用された通信量 (G B)	件数
0～1 未満	
1～2 未満	
2～3 未満	
3～4 未満	
4～5 未満	
5～8 未満	
8～10 未満	
10～20 未満	
20～30 未満	
30 以上	
合計	
参考事項	

注 1 「件数」の欄には、三・九世代携帯電話アクセスサービス (通信モジュール向けに提供されるものを除く。) の契約数 (仮想移動電気通信サービスを提供する他の電気通信事業者のものを除く。) について、毎四半期の最終月における一契約当たりの利用された通信量ごとに記載すること。

2 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 20 の 3 (第 2 条の 2 第 2 項関係)

料金に関する契約状況報告

年 月 日現在

サービスの種類 三・九一四世代携帯電話アクセスサービス

事業者

名

プラン	契約数
従量制	
定額制	
○GB 上限	
○GB 上限	
○GB 上限	
○GB 上限	
○GB 上限	
○GB 上限	
○GB 上限	
○GB 上限	
○GB 上限	
上限なし	
参考事項	

注 1 「プラン」の欄には、自らが設定する 三・九一四世代携帯電話アクセスサービス (通信モジュール向けに提供されるものを除く。)に係る料金プランについて、従量制及び定額制の別並びに一契約当たりの一月に利用される通信量の上限に応じて設定された料金区分を記載すること。

2 「契約数」の欄には、三・九一四世代携帯電話アクセスサービス (通信モジュール向けに提供されるものを除く。)の契約数 (仮想移動電気通信サービスを提供する他の電気通信事業者のものを除く。)について、プランの区分ごとに記載すること。

3 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 20 の 3 (第 2 条の 2 第 2 項関係)

料金に関する契約状況報告

年 月 日現在

サービスの種類 三・九世代携帯電話アクセスサービス

事業者名

プラン	契約数
従量制	
定額制	
○GB 上限	
○GB 上限	
○GB 上限	
○GB 上限	
○GB 上限	
○GB 上限	
○GB 上限	
○GB 上限	
○GB 上限	
○GB 上限	
上限なし	
参考事項	

注 1 「プラン」の欄には、自らが設定する 三・九世代携帯電話アクセスサービス (通信モジュール向けに提供されるものを除く。)に係る料金プランについて、従量制及び定額制の別並びに一契約当たりの一月に利用される通信量の上限に応じて設定された料金区分を記載すること。

2 「契約数」の欄には、三・九世代携帯電話アクセスサービス (通信モジュール向けに提供されるものを除く。)の契約数 (仮想移動電気通信サービスを提供する他の電気通信事業者のものを除く。)について、プランの区分ごとに記載すること。

3 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 24 (第 5 条関係)

外国政府等との協定等の報告

年 4 月 1 日から  
年 3 月 31 日まで  
事業者

名

国名	外国政府又は外国人若しくは外国法人	締結・変更の別	協定等締結年月日	サービスの種類	対地	精算料金(国際計算料金を含む。)			保障通信時間	協定又は契約の有効期間	備考
						通貨	金額	課金単位			

- 注 1 国際電話等及び携帯電話における国際ローミング(その内容を蓄積し通信を行うもの及び付随的なサービスを除く。)に関する協定又は契約について記載すること。
- 2 「締結・変更の別」の欄には、締結又は変更と記載することとし、変更の場合にあつては、「備考」の欄にその概要を記載すること。
- 3 「サービスの種類」の欄には、国際電話・ISDN、国際電話・ISDN(衛星)又は携帯電話における国際ローミングの別を記載すること。
- 4 「対地」の欄には、第三国を中継する場合には最終着信先を記載するとともに、括弧書で当該第三国の名称を記載すること。
- 5 「精算料金(国際計算料金を含む。)」については、料金体系が複数ある等により欄内に記載しきれない場合には別紙とすること。
- 6 「保障通信時間」の欄には、保障通信時間の設定がある場合にのみ記載すること。
- 7 「協定又は契約の有効期間」の欄には、始期及び終期を年月日で記載すること。有効期間が明確に定められていない場合にはその旨を注記すること。
- 8 その他協定又は契約に定める精算料金に係る条件がある場合には、「備考」の欄に記載すること。
- 9 「国名」、「外国政府又は外国人若しくは外国法人」及び「対地」の項は

様式第 24 (第 5 条関係)

外国政府等との協定等の報告

年 4 月 1 日から  
年 3 月 31 日まで  
事業

者名

国名	外国政府又は外国人若しくは外国法人	協定等締結日	精算料金等

- 注 1 国際電話等及び携帯電話における国際ローミング(その内容を蓄積し通信を行うもの及び付随的なサービスを除く。)に関する協定又は契約について記載すること。
- 2 「精算料金等」の欄には、サービスの種類、対地、精算料金(国際計算料金を含む。)、保障通信時間、協定又は契約の有効期間、その他協定又は契約に定める精算料金に係る条件について記載すること。
- 3 「国名」及び「外国政府又は外国人若しくは外国法人」の欄は、必要に応

、必要に応じ、適宜増減すること。

10 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

じ、適宜増減すること。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第 30 (第 10 条関係)

S I Mロック解除状況報告

年 月 日から  
年 月 日まで  
事業者

名 \_\_\_\_\_

発売した移動端末設備の種別数	S I Mロックが設定されていないもの	
	S I Mロックの解除に対応しているもの	
S I Mロックを解除した数		
参考事項		

- 注 1 「発売した移動端末設備の種別数」の項については、電気通信事業者が毎四半期内に発売した携帯電話及び携帯電話・PHSアクセスサービス（PHSに係るものを除く。）に係る移動端末設備の 種別 の数を記載すること。
- 2 「S I Mロックが設定されていないもの」の項については、発売時からS I Mロックが設定されていないものを記載すること。
- 3 「S I Mロックの解除に対応しているもの」の項については、電気通信事業者が利用者の求めに応じS I Mロックを解除することとしているものを記載すること。
- 4 (略)
- 5 「参考事項」の項については、発売した移動端末設備のうち、「S I Mロックが設定されていないもの」及び「S I Mロックの解除に対応しているもの」の種別の名称をそれぞれ記載すること。
- 6 S I Mロックの解除に対応していない移動端末設備の種別がある場合には、「参考事項」の項に当該種別ごとに、その理由を記載すること。
- 7 注 5 及び注 6 に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 8 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第 30 (第 10 条関係)

S I Mロック解除状況報告

年 月 日から  
年 月 日まで  
事業者

名 \_\_\_\_\_

発売した移動端末設備の種別数	S I Mロックが設定されていないもの	
	S I Mロックの解除に対応しているもの	
S I Mロックを解除した数		
参考事項		

- 注 1 「発売した移動端末設備の種別数」の項については、電気通信事業者が毎四半期内に発売した携帯電話及び携帯電話・PHSアクセスサービス（PHSに係るものを除く。）に係る移動端末設備の 種類 の数を記載すること。
- 2 「S I Mロックが設定されていないもの」の項については、「発売した移動端末設備の種別数」のうち、発売時からS I Mロックが設定されていないものを記載すること。
- 3 「S I Mロックの解除に対応しているもの」の項については、「発売した移動端末設備の種別数」のうち、電気通信事業者が利用者の求めに応じS I Mロックを解除することとしているものを記載すること。
- 4 (略)
- 5 S I Mロックの解除に対応していない移動端末設備の種別がある場合には、「参考事項」の項に当該種別ごとに、その理由を記載すること。
- 6 注 5 に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行し、第二条の規定による改正後の電気通信事業報告規則の規定は、報告期限が平成二十八年四月一日以降である報告から適用する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の際現に第一条の規定による改正前の電気通信事業法施行規則様式第四による書類を総務大臣に提出している者は、第一条の規定による改正後の電気通信事業法施行規則様式第四による書類を総務大臣に提出した者とみなす。

○MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドラインの一部改正案 新旧対照表

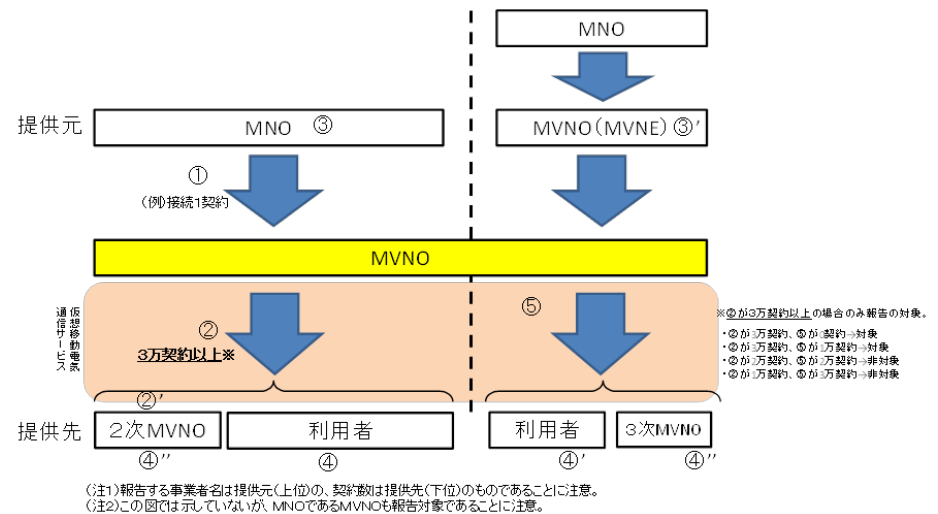
改正案	現行
<p>MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン 1～2 (12) (略)</p> <p>2 電気通信事業法に係る事項 (13) その他</p> <p>④ 契約数等の報告</p> <p>ア <u>仮想移動電気通信サービスを提供している契約数が3万以上であるMVNO</u></p> <p>MVNOのうち、仮想移動電気通信サービスを提供している契約数が3万以上<sup>35</sup>であるMVNOは、四半期ごとに仮想移動電気通信サービスの契約数等を総務大臣へ報告しなければならない(報告規則第2条第1項及び様式第15の2)。</p> <p>具体的な報告内容は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>提供元事業者名(卸電気通信役務の契約又は接続の協定を締結している事業者名)</u></li> <li>・<u>区分ごとの契約数(再卸<sup>36</sup>、SIMカード型<sup>37</sup>、通信モジュール<sup>38</sup>、単純再販<sup>39</sup>及びその他<sup>40</sup>)</u></li> <li>・<u>他のMVNOに対し、仮想移動電気通信サービスを卸電気通信役務として提供している場合、他のMVNOの名称(契約数3万以上と3万未満の別)</u></li> </ul> <p>本規定は、平成28年3月22日の報告規則改正により適用となる。 改正前はMNOと直接卸電気通信役務の契約又は接続の協定を締結</p>	<p>MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン 1～2 (12) (略)</p> <p>2 電気通信事業法に係る事項 (13) その他</p> <p>④ 契約数等の報告</p> <p>MVNOのうち、<u>MNOと直接卸電気通信役務の契約又は接続の協定を締結することにより(①)、仮想移動電気通信サービスを提供している契約数が3万以上<sup>35</sup>(②)であるMVNO及びMNOであるMVNO</u>は、<u>毎四半期ごとに仮想移動電気通信サービスの契約数等を総務大臣へ報告しなければならない(報告規則第2条第1項及び様式第15の2)</u>。</p> <p>具体的には、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者名(卸電気通信役務の契約又は接続の協定を締結している事業者名<sup>36</sup>) <u>(③)</u></li> <li>・契約数(<u>仮想移動電気通信サービスに係るすべての契約数<sup>37</sup></u>) <u>(④)</u></li> </ul>



することにより、仮想移動電気通信サービスを提供している者（以下「一次MVNO」という。）のうち、契約数3万以上の事業者に報告義務が適用されていたが、報告規則改正により、契約数が3万以上の全てのMVNOに報告義務が適用されることとなる。

イ 仮想移動電気通信サービスを提供している契約数が3万未満である一次MVNO（他のMVNOに卸電気通信役務として提供している場合に限る。）

MVNOのうち、仮想移動電気通信サービスを提供している契約数が3万未満である一次MVNOであって、他のMVNOに対し、仮想移動電気通信サービスを卸電気通信役務として提供している場合には、年度ごとに他のMVNOの名称を総務大臣へ報告しなければならない（報告規則第2条第1項及び様式第15の2の2）。



また、MNOは、自ら提供する携帯電話、PHS又はBWAアクセスサービスに係るMVNOがある場合には、毎四半期ごとに自ら提供するサービスに係る契約数 (①) のうち仮想移動電気通信サービスに係るものの合計数等を総務大臣へ報告しなければならない（報告規則第2条第1項、様式第3第2表、様式第11、様式第12、様式第13第2表）。

具体的には、次のとおり。

<様式第3第2表、様式第13第2表>

・ 契約数（仮想移動電気通信サービスに係る契約数の合計数 (②)、接続に係るMVNOの契約数の合計数 (③)、MNOであるMVNOの契約数の合計数 (④)、契約数が3万以上のMVNOの契約数の合計数 (⑤)

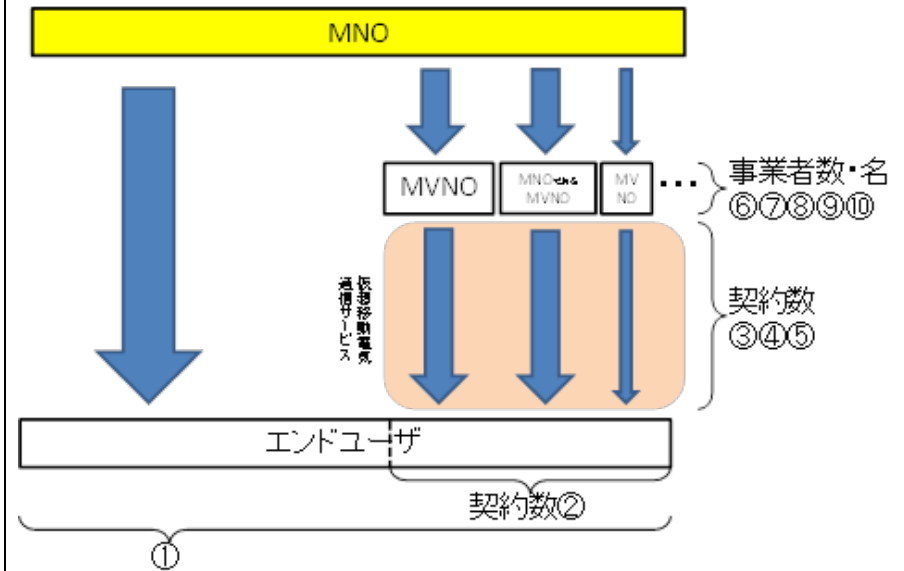
・ 事業者数（事業者数 (⑥)、接続に係るMVNOの事業者数 (⑦)、MNOであるMVNOの事業者数 (⑧)

・事業者名（契約数が3万以上であるMVNOの名称（⑨）と契約数が3万未満であるMVNOの名称（⑩））

<様式第11及び第12>

・事業者数（⑥）

・契約数の合計数（②）



3～6 (略)

3～6 (略)

○MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン注釈 新旧対照表

改正案	現行
1～34 (略)	1～34 (略)
35 仮想移動電気通信サービスのうち、他のMVNOに提供している契約数も含む。	35 <u>なお、当該</u> 仮想移動電気通信サービスのうち、他のMVNOに提供している契約者数も含む。
36 <u>仮想移動電気通信サービスを卸電気通信役務として他のMVNOに提供している場合、その契約数。</u>	36 <u>なお、他のMVNO又はMVNEと卸電気通信役務の契約又は接続の協定を締結することにより、仮想移動電気通信サービスを提供している場合には、当該MVNO又はMVNEの事業者名も含む。(③')</u>
37 <u>SIMカードを使用して仮想移動電気通信サービスを提供している場合(SIMカードが製品に組み込まれている場合を含む。)、その契約数。</u>	37 <u>なお、他のMVNO又はMVNEと卸電気通信役務の契約又は接続の協定を締結することによって提供している仮想移動電気通信サービスに係る契約数も含む(④')</u> 。また、当該仮想移動電気通信サービスのうち、他のMVNOに提供している契約者数も含む(④'')。
38 <u>特定の業務の用に供する通信に用途が限定されているモジュール向けに提供している場合、その契約数。</u>	
39 <u>MNOと同内容の仮想移動電気通信サービスを提供している場合、その契約数。</u>	
40 <u>「再卸」、「SIMカード型」、「通信モジュール」及び「単純再販」のいずれにも属さない仮想移動電気通信サービスの契約数。</u>	
41～47 (略)	38～44 (略)